

2010年10月

留学生 各位

国際教育事務室

**改正入管法施行に伴う変更点等について**

本年7月1日に施行された改正入管法のうち、留学生に関連する変更点についてお知らせします。関係法令を遵守し、自己の責任において所定の手続きを遺漏なく行なってください。

**記**

- 1 在留資格「留学」及び「就学」が一本化されました。
- 2 在留期間「6月」が新設されました。
- 3 資格外活動許可申請にあたり、「副申書」を添付する必要がなくなりました。
- 4 在籍する大学において、教育または研究を補助する活動に対する報酬については、資格外活動許可の申請は必要なくなりました。
- 5 資格外活動の時間数は、一律、一週について28時間以内（教育機関が学則に定める長期休業期間にあつては、1日について8時間以内）となりました。
- 6 資格外活動許可の取消しが法令で明記され、資格外活動許可の条件違反等があった場合には、資格外活動許可が取り消される場合もあります。

## **7 在留期間更新申請等をした場合の在留期間の特例措置**

**在留期間の満了の日までに申請した場合において、申請に対する処分が在留期間の満了日までに終了しない場合には、在留期間の満了後も、処分がされる日または従前の在留期間の満了の日から2ヶ月を経過する日のいずれか早い日まで、引続き従前の在留資格をもって本邦に在留することができます。**

**① この特例措置の期間中に出入国を希望する場合には、再入国許可の申請を行うことが可能であり、在留期間の満了の日から2ヶ月を経過する日までの再入国許可を受けることができます。この場合は、「1回限り」有効のもののみとなります。**

**② 特例措置の期間中に資格外活動を希望する場合には、新たに資格外活動許可申請を行うことで、在留期間の満了日から2ヶ月を経過する日まで許可されます。**

**8 在留期間更新許可申請は、在留期間が満了する3ヶ月前から受付けています。できる限り早めに申請してください。**

**以 上**